

広島空港国内線旅客サービス施設使用料に関する規程

(2024年10月11日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、広島国際空港株式会社(以下「会社」という。)が提供する広島空港(以下「空港」という。)の旅客ターミナルビルにおける国内線旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設(以下、「旅客サービス施設」という。)の使用について、その使用料金および料金収受に関して定めるものです。

(旅客サービス施設使用料)

第2条 空港を使用する国内線旅客には、航空券が発券される際に、旅客サービス施設使用料を航空運送事業者又はその代理店(以下「航空運送事業者等」という。)に対し、お支払いいただきます。航空券の発券を受けない旅客(自家用航空機等を利用する旅客を含む。)及び何らかの理由により航空券の発券の際に旅客サービス施設使用料をお支払いいただいていない旅客には、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、旅客サービス施設使用料をお支払いいただきます。

- 2 前項の旅客サービス施設使用料の額は、旅客サービス施設を使用して出発又は到着する国内線旅客に課されるものとし、別表第1に掲げるとおりとします。
- 3 会社は、前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる旅客については、旅客サービス施設使用料を免除いたします。

(供用の休止)

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、旅客サービス施設の一部の供用を休止することがあります。なお、この場合にあっても旅客サービス施設使用料の払い戻しは行いません。

- (1) 旅客サービス施設が破損し、又は故障したとき。
- (2) 旅客サービス施設に修理その他の工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、旅客サービス施設の管理上特に必要があるとき。

(払い戻し)

第4条 旅客サービス施設使用料の支払い後の払い戻しについては、旅客が空港からの出発又は空港への到着を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限り、旅客に対し、旅客が第2条第1項に規定する旅客サービス施設使用料をお支払いいただいた航空運送事業者等から払い戻しを行います。なお、旅客サービス施設使用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めるところによります。

(事務手続き等)

第5条 会社と航空運送事業者等間における旅客サービス施設使用料の収受に関する事務手続きその他条件は別途両者間での取り決めによることとします。

(規程の適用)

第6条 この規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この規程に定めのない事項については、日本法を適用します。

2 この規程に関する争いについては、広島地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

(規程の変更)

第7条 会社は、この規程を変更するときは、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト(<https://www.hiap.co.jp/>)で周知します。なお、当該効力発生日の前日までに第2条第1項に基づく支払いがなされた航空券については、当該変更前のこの規程を適用します。

附則

この規程は、2025年1月7日から施行します。

別表第1(第2条第2項関係)

【旅客サービス施設使用料の額】

(I)旅客サービス施設使用料(消費税及び地方消費税を含みます。)

大人1人あたり 340 円

小人1人あたり 170 円

* 上記料金の額の適用に際しては、大人用航空券を使用する国内線旅客を大人、小人用割引航空券を使用する国内線旅客を小人とします。なお、3才未満の国内線旅客に対して料金は課されませんが、3才未満であっても大人用航空券を使用する国内線旅客は大人、小人用割引航空券を使用する国内線旅客は小人とみなします。

別表第2(第2条第3項関係)

次に掲げる旅客については、料金の全部又は一部を免除します。

- (1) 専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなしに空港に着陸した航空機の旅客
- (3) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれのある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (4) 本来の目的地である飛行場及びその周辺の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (5) 航空交通管制その他行政上の必要から空港に着陸を命ぜられた航空機の旅客
- (6) 機体若しくは機器等の故障、急病患者の発生、ハイジャック、空港の悪天候、滑走路の閉鎖又は航空交通管制その他行政上の必要から空港の出発が翌日以降になった航空機の旅客のうち、使用料等を既に支払った旅客
- (7) 前各号のほか、会社が特に認めた旅客